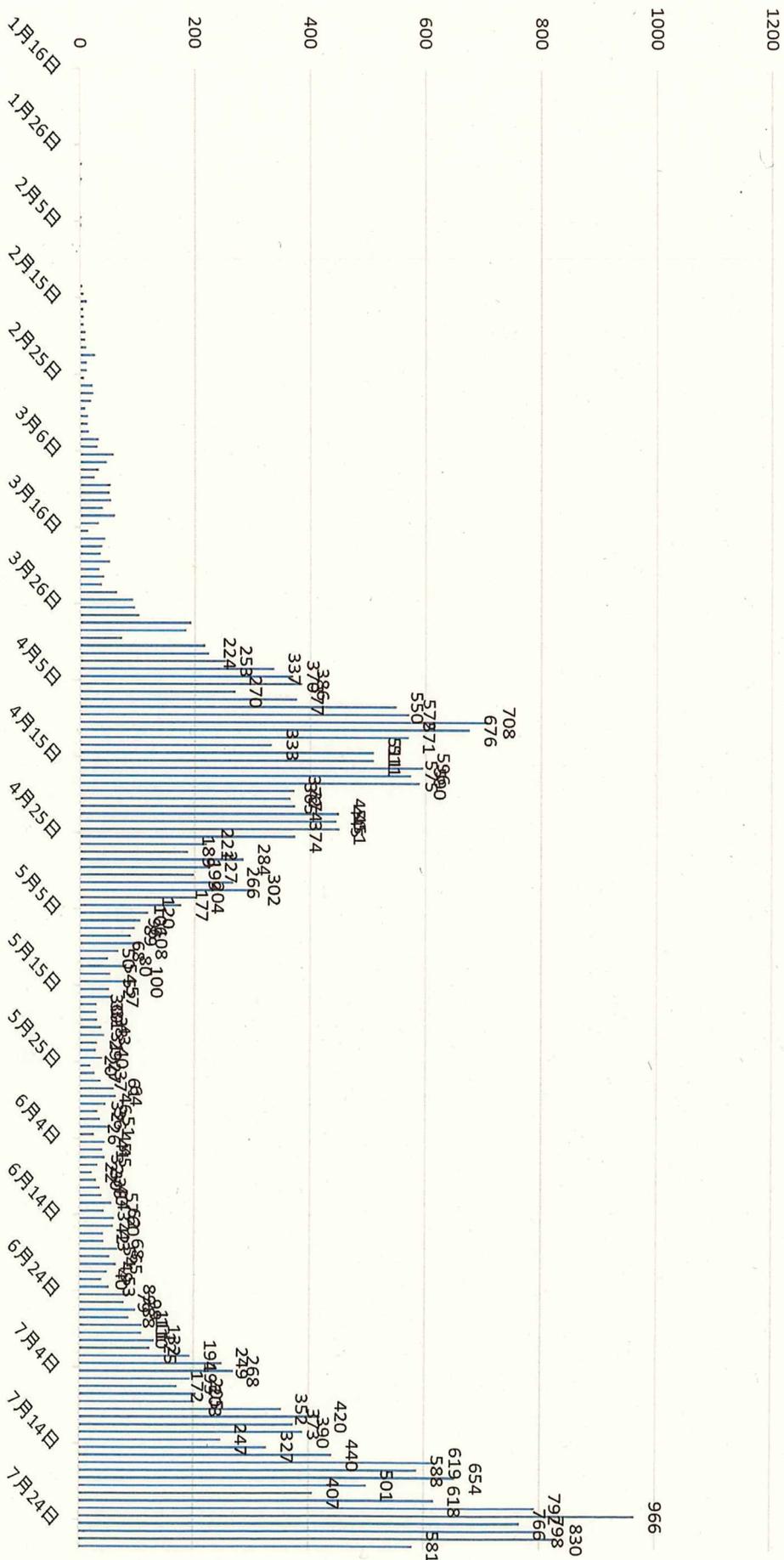


# 新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

報告日別新規陽性者数

令和2年7月27日24時時点



※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。  
 ※2 5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。

第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会提言  
令和2年7月16日

## GO TO トラベル事業に関する分科会の政府への提言

### 感染の状況の評価

1. 東京の感染は「接待を伴う飲食店」を中心に広がったものと考えられる。
2. 現在のところ、クラスター感染や家庭内感染など、三密の状況下で多くの感染が生じている状況にあると考えられる。
3. ただし、放置しておく、市中へのまん延や、更なる地方への感染が生じる危険性がある。

### GO TO トラベル事業に関する政府への提言

1. GO TO トラベル事業を、「新しい生活様式」に基づく旅のあり方(※)を国民に周知するための契機にして頂きたい。特に接触確認アプリについては利用を強く推奨して頂きたい。

※三密や大声を出す行為、風邪症状がある際の旅行は控えること。若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は控えることが望ましい。

2. 当面の間は、積極的に東京都から他の道府県への移動及び他の道府県から東京都への移動を支援するGO TO トラベル事業を行うことについては延期すべきである。
3. 上記以外のGO TO トラベル事業については実施しても差し支えない。
4. なお、東京都での感染が落ち着いてきた際には、上記の延期すべき東京都に係るGO TO トラベル事業についても実施して差し支えない。

I 業務に関する具体的な提案  
2. 具体的な提案内容

2) 本事業の運用業務

(7) Go To トラベルキャンペーンにおける新型コロナウイルス感染症対策について

⑥ 新型コロナウイルス感染拡大時における給付金および地域共通クーポンの取り扱いについて

- ・期間中に、新型コロナウイルス感染の拡大が発生した場合は、感染拡大を防止するため給付金および地域共通クーポン券の利用を中断する。

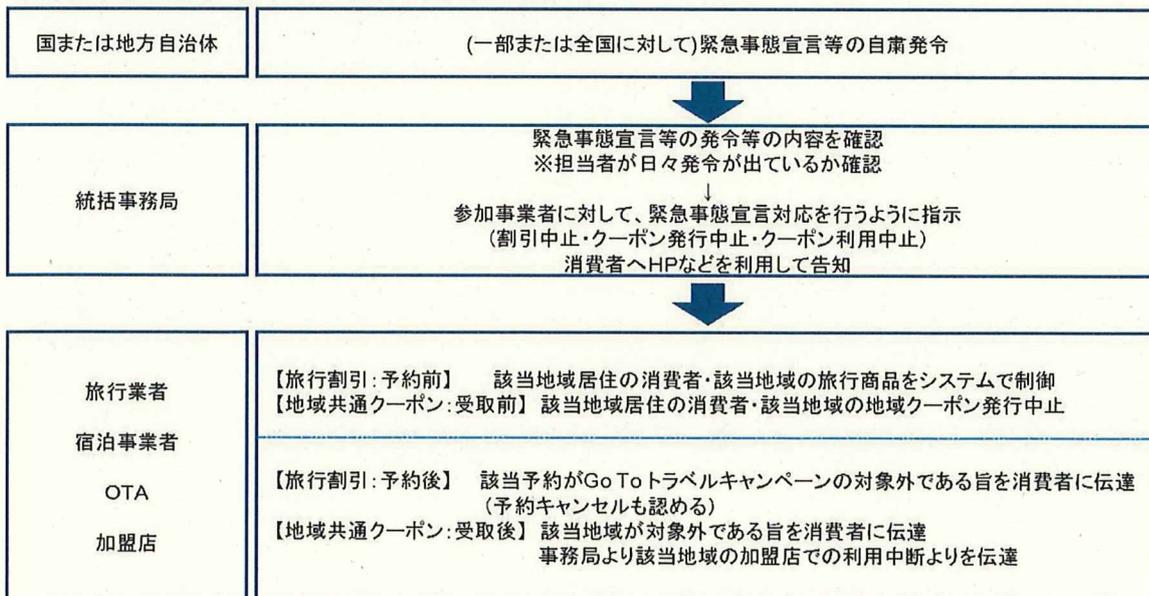
感染拡大状況	対象期間	対象範囲	給付金	
			給付	利用
緊急事態宣言有(特定警戒)	・ 緊急事態宣言開始日から解除日	・ 緊急事態宣言・特定警戒都道府県出發分・到着分	×	×
緊急事態宣言無(感染拡大注意)	・ 感染拡大注意開始日から解除日	・ 感染拡大注意都道府県出發分・到着分	×	×
緊急事態宣言無(感染観察)	・ 対象期間なし	・ 対象なし	○	○
他県への移動自粛要請	・ 自粛要請日から解除日	・ 該当都道府県出發分・到着分	×	×
都道府県独自の宣言	・ 宣言開始日から解除日	・ 該当都道府県出發分・到着分	×	×

- ・期間中に、新型コロナウイルス感染の拡大が発生した場合は、その状況に応じ給付金の利用について中断する。利用者には、予め感染拡大状況によって給付金の利用が中断される場合があることを告知する。利用施設にも、判断基準を周知する。
- ・給付金利用中断の対象に含まれた場合は、利用者には取消料免除となる解除権を付与し取消を促すことを基本とする。給付金利用の対象外となる旅行への変更は可能とし、その場合の旅行代金等の増減額については利用者負担とする。

感染拡大状況	対象期間	対象範囲	地域共通クーポン券	
			配布	利用
緊急事態宣言有(特定警戒)	・ 緊急事態宣言開始日から解除日	・ 緊急事態宣言・特定警戒都道府県出發分・到着分	×	×
緊急事態宣言無(感染拡大注意)	・ 感染拡大注意開始日から解除日	・ 感染拡大注意都道府県出發分・到着分	×	×
緊急事態宣言無(感染観察)	・ 対象期間なし	・ 対象なし	○	○
他県への移動自粛要請	・ 自粛要請日から解除日	・ 該当都道府県出發分・到着分	×	×
都道府県独自の宣言	・ 宣言開始日から解除日	・ 該当都道府県出發分・到着分	×	×

- ・期間中に、新型コロナウイルス感染の拡大が発生した場合は、その状況に応じ給付金の利用について中断する。利用者には、予め感染拡大状況によってクーポン券の利用が中断される場合があることを告知する。利用施設にも、判断基準を予め周知する。

⑦ 緊急事態宣言発令時など事業中断時の対応について



緊急事態宣言等が旅行中に発令された場合は、旅行代金は給付金の対象とするが、クーポン利用は対象とはしない。

(参考1) イベントの大規模化に伴うリスクの例

リスク	具体的な事例
① 感染リスクの拡散	・ 全国的な移動を伴う移動となるため、一部地域の感染リスクが全国に拡散するおそれ。
② イベント前後の交通機関等における三密の発生	・ イベント開催地への交通手段が限定されている場合、イベント前後の駅やバス等において密集が発生。
③ イベントの入退場や休憩時間における三密の発生	・ イベント規模が大きくなるにつれ、入退場時や休憩時間における三密発生を抑制することが困難となる可能性。
④ イベント後の打ち上げ会場等における三密の発生	・ イベント規模が大きくなるにつれ、イベント会場付近の打ち上げ会場等が混雑し、三密が発生する可能性。
⑤ 大声の抑止等	・ イベント規模が大きくなるにつれ、歓声・声援等による大声の抑止が困難となる可能性。
⑥ 海外等における事例	・ 欧州各国はイベントの人数制限あり (原則8/31まで1000人以下)。



- 今後の感染状況やクラスター発生状況、ガイドラインの遵守状況等を踏まえた検討が考えられる。
- 政府としても、AIシミュレーション開発等を通じてリスクの可視化、対策効果の分析等を図る。

## 1 新規陽性者を増加させないために（予防対策）その1

### (1) 個々人に対する「新しい生活様式」に則った感染予防対策の再徹底

- 全ての国民（特に若い世代）に対して、三つの「密」の防止、大声を出す行動を控える、接触感染対策（手洗い、消毒）などの基本的な感染防止策「新しい生活様式」について、政府広報、自治体広報、公共交通機関における構内放送も含めあらゆる機会を通じて今一度徹底する。
- テレワークの推進を徹底する。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを強力的に推進する。
- 大規模イベント開催制限の緩和（8/1～上限5000人の撤廃）については、当面8月末までの間延期し、その間の感染状況を踏まえながら判断する。

## 1 新規陽性者を増加させないために（予防対策）その2

### (2) 業種別ガイドラインの遵守を進めるための具体的対策

- 感染が拡大している都道府県は、特措法第24条第9項に基づき以下の要請を行う。
  - ・ 事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を要請
  - ・ 利用者に対して、ガイドラインを遵守していないクラブ等の接待を伴う飲食店や酒類を提供する飲食店の利用は自粛するよう要請
  - ・ （上記対策による効果を見極めつつ、高齢者の感染状況や重症者の状況等を勘案し）ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店や酒類を提供する飲食店に対し休業を要請
- ガイドライン遵守の担保策として、以下の対策を促す。
  - ・ 各事業者がホームページなどで遵守している旨宣言する
  - ・ 業界団体が自主点検する
  - ・ 遵守している事業者に対して地方自治体がステッカー等を交付する
- GO TOトラベル事業、GO TOイート事業等に関する事業者について、ガイドラインに基づき、感染防止対策に取り組んでいることを参加条件とする。

企画競争実施結果

業務名:Go Toトラベル事業における運営業務

企業等の名称	住 所	代表者・氏名	決定日
ツーリズム産業共同提案体 (代表者 一般社団法人日本旅行業協会)	東京都千代田区霞が関3丁目3番3号 全日通霞が関ビル3階	会長 坂巻 伸昭	令和2年7月10日

企画提案書審査集計表

企画競争参加者名	評 価 項 目						ワーク・ライフ・バランス等の 推進に関する指標	合計
	業務内容の 理解度	提案内容の 独創性	提案内容の 的確性	業務遂行の 確実性	費用対効果	経費の適切性		
ツーリズム産業共同提案体	60	52	60	58	52	50	2.1	334.1
Aグループ	37	56	34	31	38	41	0	237
Cグループ	45	42	40	40	41	40	4.8	252.8
Dグループ	34	33	32	29	28	31	0	187
Eグループ	51	53	49	53	43	40	0	289

※委員数 8名

企画提案書提出者名

企 業 ・ 団 体 名
①エイベックス株式会社・株式会社フロンティアインターナショナル共同提案体 <共同提案体> ◎エイベックス(株) ・(株)フロンティアインターナショナル
②(株)新東通信
③(株)JMRS
④ツーリズム産業共同提案体 <共同提案体> ◎(一社)日本旅行業協会 ・(一社)全国旅行業協会 ・(公社)日本観光振興協会 ・(株)JTB ・KNT-CTホールディングス(株) ・(株)日本旅行 ・東武トップツアーズ(株) <協力団体> ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 ・(一社)日本旅館協会 ・(一社)日本ホテル協会 ・(一社)全日本シティホテル連盟 ・(株)リクルートライフスタイル ・楽天(株) ・ヤフー(株)
⑤パクサヴィア合同会社

様式3

実施計画書

〔受託の名称〕Go Toトラベル事業における運営業務

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要
1. 旅行割引事業	7月～3月	直接人件費	66,719,585	
		旅費	14,600,895	
		旅費	246,840	
		行費	25,456,493	
		消耗品費	15,444	
		印刷製本費	23,805	
		通信運搬費	817,151	
		光熱水料	37,620	
		借料及び損料	3,207,143	
		雑役務費	21,355,270	
		再委託費	20,350,000	
		外注費	20,350,000	
		諸経費	6,065,417	
		一般管理費	6,065,417	
2. 地域共通クーポン事業	7月～3月	直接人件費	90,328,155	
		旅費	10,453,389	
		旅費	553,740	
		行費	68,000,465	
		消耗品費	480,810	
		印刷製本費	420,588	
		通信運搬費	19,904,322	
		光熱水料	126,225	
		借料及び損料	4,864,902	
		雑役務費	42,203,618	
		再委託費	3,108,930	
		外注費	3,108,930	
		諸経費	8,211,651	
		一般管理費	8,211,651	
3. 広報・PR事業	7月～3月	直接人件費	29,552,319	
		旅費	10,420,699	
		旅費	87,450	
		行費	16,357,595	
		消耗品費	9,900	
		印刷製本費	6,657	
		通信運搬費	794,776	
		行費	16,357,595	
		消耗品費	9,900	
		印刷製本費	6,657	
		通信運搬費	794,776	
		行費	16,357,595	
		消耗品費	9,900	
		印刷製本費	6,657	
通信運搬費	794,776			

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要
合計(消費税込)		光熱水料	9,900	
		借料及び損料	2,168,957	
		雑役務費	13,367,505	
		再委託費	0	
		外注費	0	
		諸経費	2,686,575	
		一般管理費	2,686,575	
		合計	166,800,059	
			業務実施報告書	
			概要書	
			報告書(CD-R等)	

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。
2. 必要に応じ追加項目を加除して使用すること。
3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、行費、再委託費及び諸経費に区分し、行費にあっては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等が必要に応じ追加して計上すること。
5. 変更にあたっては、変更前の部分を上段に( )書きし、変更後を下段に記載すること。
6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。